




# Children's Rights in Sport Principles

子どもの権利とスポーツの原則



私たちは、  
私たちのために、  
スポーツをするんだ。

## まえがき

---

世界では毎日、何百万人も子どもたちがスポーツをしています。一部の子どもたちにとってスポーツは、純粋にレクリエーションや楽しむためのものです。また、スポーツ選手やコーチ等、スポーツを将来の職業として選択する子どもたちもいます。

すべての子どもたちは、安心して楽しめる環境でスポーツをする権利を持っています。最も基本的なものとして、遊ぶこと(play)は子どもの権利として、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の第31条に掲げられています。

これまで長い間、国連ならびに開発支援に従事する多くの団体は、スポーツが子どもの権利の実現を助けるだけでなく、より広い意味で社会・経済開発を達成する手助けにもなるものと捉えてきました。しかし世界の多くの国々で、スポーツが暴力や虐待といったリスクを伴うこともあるという現実を私たちは認識しています。したがって、スポーツには、参加する子どもたちの安全を守るという義務もあります。

「子どもの権利とスポーツの原則」は、ユニセフとして初めて、私たち一人ひとりが関心をもつこの古くて新しい問題を取り上げる文書です。

イニシアティブを発揮してくれた日本ユニセフ協会、原則に関心を持ち、起草に参加して下さった起草委員会のメンバーの皆様、また特に、スポーツ庁をはじめ、日本のスポーツ団体の皆様に御礼申し上げます。また、英国ユニセフ協会の子どもの権利および子どもの安全の確保(セーフガーディング)に関する専門家による貴重な貢献にも感謝します。日本ユニセフ協会ならびにパートナーの皆様が日本で初めて作成したこの原則を原点として、ユニセフは、スポーツにおける子どもの権利および子どもの安全の確保の分野における理解をさらに深め、グローバルな原則を策定する予定です。



ユニセフ(国連児童基金)民間協力渉外局副局長  
アンドレ・フランコ

このたび、「子どもの権利とスポーツの原則」が策定されましたことにつき、心からお祝い申し上げます。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることは、スポーツ基本法において明確に謳われています。そして、スポーツの価値の中核は、スポーツを「する」ことで得られる「楽しさ」や「喜び」であり、さらに継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができます。

人生のスタートラインに立っている子どもたちが、それぞれのこれからの長い人生においてこのスポーツの価値を最大限に享受できるようにしていくことは、それぞれの子どもたちにとっても重要であるのみならず、社会全体にとっても大事なことです。

スポーツ庁では、本年9月6日にスポーツ国際戦略を策定しました。その中でも、スポーツに参画する全ての人々がスポーツの価値を享受できるように、人権が保護されている状態であることが基盤として必要であり、そのためには、スポーツが行われるすべての場面において安全性が確保され、スポーツの運営・実施において公平性及び機会の平等性が確保されていることが求められるとしています。

以上のようなことは、今回取りまとめられた「子どもの権利とスポーツの原則」と共通する点であり、今後「子どもの権利とスポーツの原則」に沿った取組が行われることで、すべての子どもにスポーツの価値が行き届くことを期待しております。

結びに、本原則の策定に当たりご尽力されました公益財団法人日本ユニセフ協会をはじめ、関係者の皆様に深く敬意を表しますとともに、本原則の普及と浸透を祈念して、私からのご挨拶とさせていただきます。



スポーツ庁長官  
鈴木大地



### スポーツ法等との関係

2011年に制定されたスポーツ基本法は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」(前文)とスポーツ権を規定するとともに、「心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、…」(2条2項)と定め、子ども(青少年)のスポーツが特別の意義を有することを明記している。また、同法では、スポーツ団体の責務として、スポーツを行う者の権利利益の保護が定められている(第5条1項)。

2018年3月には、中学校段階の運動部活動を主な対象とし(高等学校段階でも原則として適用することを謳っている)、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動改革に向けた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、スポーツ庁から公表された。

具体的には、「運動部活動での指導のガイドライン」(2013年・文科省)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することを定め、また、スポーツ医・科学の研究を踏まえて、週当たりの休養日や、1日の活動時間等に関する基準を示している。

スポーツに限らず広く子どもの権利の保護については、1951年に制定された児童憲章において、「すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる」(第10条)と定められ、児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)においても、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」(第3条)として、子どもに対する虐待の禁止を明らかにしている。

同様に、学校教育法は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」(第11条)と規定し、教育目的をもった懲戒行為の限界として、「体罰」の絶対禁止を明確にしている。

---

2016年には、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」に沿う形で児童福祉法が改正され、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」(第1条)という規定が新たに設けられた。これにより、これまでは保護の客体として捉えられることが多かった子どもが、「権利の主体」であることが明記された。

「子どもの権利とスポーツの原則」(以下、本「原則」)は、スポーツ基本法をはじめとする各種法令の理念に合致しそれを具体化するものであり、とりわけ権利保護の必要性の高い子どもに対するハラスメントや暴力の防止等に向けたスポーツ団体等の自主的な取組みに資するものである。

### 「ビジネスと人権」や持続可能性との関係

スポーツの世界では、国際競技団体が作る規則やアンチ・ドーピングに関する統一的な規則などが国際的な法規範として機能し、一種の「国際法」としての効力を発揮するとともに強力な国際エンフォースメントシステムが形成されている。

近年、2011年に国連が発表した「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」)が、スポーツ界に適用されるようになりつつある。国際サッカー連盟(FIFA)によるFIFA規則における人権擁護へのコミットメントの表明(2016年4月)、国際オリンピック委員会(IOC)、欧州サッカー連盟(UEFA)による、今後自らが主催する五輪(IOC)や欧州選手権(UEFA)について、開催都市・開催国となるためには指導原則を遵守することを条件とすることを発表したことは、その一例である。

このように、スポーツの世界では、国際競技団体を中心とした強力な国際エンフォースメントを背景に、スポーツを通じた「人権尊重」という新しいムーブメントが起きている。

---

この新しいムーブメントの中で、本「原則」に基づきスポーツ団体等やスポンサー企業等が子どもの権利の尊重にコミットし、子どもの権利の侵害を防止するための様々な取組や対話・協働を進めることは、指導原則における人権尊重責任の実践に向けた有益なイニシアティブとして機能するものと確信している。

また、本「原則」に基づきスポーツ団体やその他のステークホルダーが子どもの権利侵害のリスクへの対処のみならず、子どもの権利を積極的に推進する役割を果たすことは、ビジネスが様々な場面で子どもの権利の尊重・推進できる可能性を提示している「子どもの権利とビジネス原則」(CRBP)をスポーツの場面で実践することにもつながるものである。

現在、日本政府は指導原則を実施するための国別行動計画(NAP)を策定中であるところ、日本ユニセフ協会は、2018年8月、NAPに「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、「持続可能性に配慮した調達コード」の範囲に限らない、多面的な、スポーツに関わるビジネスによる子どもの権利の尊重・推進を促進すること」を含めるように政府に対し要望書を提出している。

本「原則」は、スポーツに関わるビジネスによる子どもの権利の尊重・推進を効果的に促進するために非常に有益なイニシアティブであり、かつスポーツ庁を含む様々なステークホルダーから支持されている普遍性の高い原則である。日本政府においては、今後NAP策定・実施のプロセスにおいても、本「原則」の普及・推進をさらに後押しする施策を実施することが強く期待される。

「子どもの権利とスポーツの原則」起草委員会

安藤尚徳(弁護士)、飯田研吾(弁護士)、蔵元左近(弁護士)、佐藤楠(米国弁護士)、高橋大祐(弁護士)、高松政裕(弁護士)、堀田裕二(弁護士)、望月浩一郎(弁護士)、山崎卓也(弁護士)

# 子どもの権利とスポーツの原則

---

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されること

---

- 01 子どもの権利の尊重と推進にコミットする
  - 02 スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
  - 03 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
  - 04 子どもの健康を守る
  - 05 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
  - 06 子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント(対話)を推進する
- 

スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること

---

- 07 スポーツ団体等への支援の意思決定において、子どもの権利を組み込む
  - 08 支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う
- 

成人アスリートに期待されること

---

- 09 関係者への働きかけと対話を行う
- 

子どもの保護者に期待されること

---

- 10 スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする
-



私たちは、スポーツを  
楽しむ権利がある。



## 前文

---

スポーツには、子どもの健全で豊かに充ちた成長を促す大きな力<sup>i</sup>と、その大きな影響力を通じて、世の中に広く積極的なメッセージを伝える力があります。

---

すべての子どもは、「その年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」を持っています<sup>ii</sup>。そして「遊び」や「スポーツ」は、「教育」と同様に、子どもたちの人生に、大きく前向きな影響力を持っています<sup>iii</sup>。子どもたちは遊びやスポーツを通じて社会性を身につけ、他者との協力、自制心、ルールを守ること、他者を尊重することを学びます。スポーツを通じた、和解や平和のためのプログラムも、世界各国で実施され、よい結果をもたらしてきました。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化です。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、子どもはもとより、人びとにとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです<sup>iv</sup>。

一方で、現在においても、残念ながら、スポーツの指導・練習・競技等の過程において、子どもへの体罰、いじめ、身体への過度の負担をはじめ、子どもの権利に悪影響を与える問題が生じている事例も散見されます<sup>v</sup>。スポーツ競技大会等の大規模化、商業化、より若い年齢での専門化が進む中、子どもの人権の擁護に関する関係者の理解や仕組みづくりが、追いついていない状態も指摘されています。子どもの権利条約は、あらゆる形態の身体的、精神的な暴力、不当な取扱い、搾取等から子どもを守ることを定めていますが、スポーツに関係した暴力・虐待等の実態は、近年、徐々に明らかにされ、取り組まれるようになってきています。

スポーツの持つ影響力の大きさゆえに、スポーツが率先して前向きなメッセージを発すれば、子どもたちに様々な面で大きな影響を与えることが想像されます。そのような中、欧米を中心に世界60以上の国の100を超えるプロスポーツ選手会が参加する世界選手会連合が「子どもアスリートの権利擁護宣言」<sup>vi</sup>を採択するなどの動きが見られるようになってきました。オリンピックやパラリンピック、サッカー、ラグビーその他各種競技のワールドカップや世界大会等

---

のいわゆるメガスポーツイベントや、国境を越えたスポーツの広がりなど、世界各国でスポーツが持つ社会的影響力が大きく注目される中、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え、子どもの権利に負の影響を及ぼすことがないように、多様な関係者が協力して取り組むことが非常に重要です<sup>vii</sup>。

本原則に賛同するスポーツ団体、教育機関、スポンサー企業・組織、スポーツ選手・競技団体、スポーツ指導者、保護者等の関係者は、それぞれの立場に応じ、以下の原則の実施を目標として取り組むことを表明し<sup>viii</sup>、相互の協働・対話を促進するため、その取組状況について、可能な範囲で積極的に対外的に公表・説明することに努めます。

## 定義

---

「子ども」:

---

18歳未満のすべての者。

---

本原則における「子ども」:

---

あらゆる形でスポーツに参加する18歳未満の者。スポーツ選手になることを願う子ども、レジャー、レクリエーションや体力づくり等の目的でスポーツをする子どもを含む。18歳以上の者であっても、子どもと同様に保護や支援が必要な場合には、本原則に準じた対応が求められる。

---

スポーツ団体:

---

スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体を広く含む<sup>ix</sup>。

---

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、  
スポーツ指導者に期待されること

# 01 子どもの権利の尊重と推進にコミットする

---

「子どもの権利条約」の趣旨をふまえ、子どもの権利の尊重と推進にコミットする。

具体的には、以下の普遍的な価値について賛同し、これを組織内外で共有する。

---

## i.

### 常に子どもの最善の利益を考慮して行動する

子どもの最善の利益を、子どもに関するすべての行動の中で最も優先する。試合における勝利だけに価値があるという考え（勝利至上主義）は必ずしも子どもの最善の利益にはつながらないこと、また、生涯にわたる子どものスポーツへの参加を促進することにはならないことに留意する。

---

## ii.

### 子どもの意見を尊重する

年齢、及び成熟度に配慮の上、子どもが、試合や練習への要望や不快感を含め、自分に影響を与えるすべての事項に自由に意見を述べることを尊重する。トップアスリートを目指す子ども、レジャー、レクリエーションとしてスポーツを楽しみたい子どもを含め、スポーツとの関わり方、楽しみ方に関する子どもの意見を尊重する。

---

## iii.

### 子どもを差別しない

子どもやその保護者の性別、民族、出生、性的指向または自認、言語、宗教、文化、政治的意見その他の意見、国民的または社会的出身、障がい、経済的地位その他の地位その他いかなる理由によっても、子どもを差別しない。特に障がいのある子どもに対しては、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化、スポーツ指導者等の適切な配置、誰もが参加できるルールや道具の導入等により、パラスポーツの機会の提供や、障がいのない子どもと一緒に楽しめるスポーツの採用に向けた取り組みを行う。

---

## iv.

### 子どもをあらゆる形態の暴力やその他権利の侵害から守る

スポーツに関わる、子どもに対するあらゆる形態の暴力、虐待を撲滅し、その他子どもの権利に悪影響を与える問題に対処する。

---

## v.

### スポーツを通じて子どもの権利を推進する

フェアプレー、チームワーク、他者の尊重等、スポーツの基本的価値を推進し、子どもの心身の健全で豊かさに充ちた成長を促進する。

---

たまにはみんなと  
遊びたい。

## 02 スポーツを通じた子どもの バランスのとれた成長に配慮する

---

子どもがスポーツ以外の安らぎ、家族とともに過ごす時間、レジャー、レクリエーションや学習とのバランスを通して、健全かつ包括的な個人としての成長を達成することを支援する。具体的には以下の視点に配慮し、団体、教育機関はその規模・性格・活動内容に応じた取り組みを検討する。

---

### i.

#### 子どものバランスのとれた成長を促進する

子どもが家族と過ごす時間を尊重し、家族生活への権利を保障する。子どもが自分の性格、才能、精神のおよび身体的能力を最大限発揮できるように、その年齢に適した学びや遊び、スポーツ、レジャー、レクリエーション活動に十分な機会を与え、文化芸術活動に自由に参加できる環境を確保し、バランスのとれた成長を促進する。スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性、フェアプレーとチームワークを推進し、教育の重要性、健康でバランスのとれた食事とライフスタイルの重要性、いじめを含むあらゆる形態の子どもへの暴力からの保護など、日常生活の中でバランスのとれた成長を促進するために必要な様々な情報を子どもと共有する。また、トップアスリートとして活躍できる期間は限られていることや、事故や故障により「スポーツ活動の機会」が絶たれる可能性が常に存在するなど、スポーツ選手のキャリアに関わるリスクと危険性に関する情報についても子どもに提供する。

---

### ii.

#### 子どもの学習・教育の機会を確保する

トップアスリートを目指す子どもを含め、スポーツを行うすべての子どもに十分な学習の機会・時間を与える。子どもが、スポーツ以外の分野の学習や生活に関し、適切な資格を持った専門家に相談できる機会を提供し、子どもが将来スポーツ以外の進路を選ぶこともできるようサポートする。

---

## 03 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する

---

子どもをあらゆる形態の暴力や虐待などのリスクから保護するとともに、子どもが安全にスポーツを行える環境を確保する。具体的には、以下の視点に配慮し、団体、教育機関はその規模や活動内容に応じた取り組みを検討する。

---

### i.

#### 子どもを暴力や虐待などから保護する

スポーツの指導・練習・競技等のあらゆる過程において、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、虐待（性的虐待を含む）、過度なトレーニング、ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、いじめ、指導の放棄、無関心な扱い、不当な扱い、搾取、過剰な規律や制裁、人身売買を撲滅する。子どもから子どもに対して行われるもの、ネット上のものを含め、子どもに対する身体的、精神的な虐待、侮蔑的な言葉使いや扱いを禁止する。スポーツの指導・練習・競技における事故に関するデータを収集し、そのような結果を招いた要因を分析する。

---

### ii.

#### 子どもが適切な指導能力をもつ有資格者から指導を受けられるように努める

スポーツ指導・管理に関わる人材は、適切な資格を有し、トレーニングを行い、継続して専門的能力の向上に努めるとともに、それを支援する団体はその環境整備を進めるよう努める。

---

### iii.

#### 子どもが安全にスポーツを行うことができる環境を確保する

スポーツに関わる事故や怪我を予防し、身元調査が行われた人物のみがアクセス可能なスポーツ環境を提供する等、子どもが安心して練習や競技を行うことができる環境を確保する。子どもがスポーツをするために移動する際に、安全で質の高い移動手段、滞在施設、食事を子どもに提供する。

---



---

#### iv.

##### 子どもが不正行為に関与することなくスポーツを行える環境を確保する

子どもが、名声や経済的利益等を誘因とする不正な勝利の追求行為（八百長、その他買収などの不正行為、勝敗に関わる意図的な操作）に関与することなくスポーツを行える環境を確保する。スポーツの大規模化、商業化に伴い、立場の弱い子どもが、成人に比べ、よりそのような不正行為に巻き込まれやすいことを十分認識し、子どもを取り巻く関係者（「アントラージュ」とも呼ばれる<sup>viii</sup>）の教育や規律維持を行うなどの配慮を行う。また、代表選手選出等については、公平性及び透明性に配慮し、決定権限を有するスポーツ指導者等に対して、特定の子どもを出場させるために経済的利益等が提供される行為等を防止するよう配慮する。

---

#### v.

##### 子どもをあらゆる種類の搾取から守る

商業的、政治的、社会的なものを含むあらゆる形態の搾取から子どもを守る。

遅くまで練習しなきゃ、  
褒めてもらえないの？



## 04 子どもの健康を守る

---

ドーピングから子どもを保護することを含め、子どもの身体的及び精神的な健康を守る。具体的には以下の視点に配慮し、団体、教育機関はその規模・性格・活動内容に応じた取り組みを検討する。

---

### i.

#### 子どもの身体的及び精神的な健康を守る

成長期にある子どもに対しては、年齢や成長に応じたスポーツの種類や運動強度、指導法に配慮する。スポーツ医・科学の見地から、過度なトレーニング、体の（一部の）使い過ぎ（オーバーユース）、バーンアウト等により子どもの心身の健康に負の影響を与えないよう配慮し、子どもをそのような状況に追い込むことは、虐待にもつながり得ることを認識する。必要に応じて関係者と連携し、組織内外でルール作り等に協力する。おとなの過度な期待に応える等のために、子どもが、その後の生涯に影響を及ぼす重篤な障害を負うリスクを顧みずに、進んで自らを酷使する傾向があることに鑑み、それに伴うリスクなどを適切に告知するなどの手段によって、子どもの冷静な判断を促す。また、子どもに過度なプレッシャーを与えることなくその判断を尊重する環境を整えるなど、子どもの心身の健康を実効的に守るために配慮する。子どもが、認定を受けたアスレティックトレーナーや医師、心身の健康に関する教育とカウンセリングを行う専門家に容易にアクセスできるようにする。

### ii.

#### ドーピングから子どもを保護し、栄養指導を提供する

スポーツ医・科学の見地から、子どもをあらゆるドーピングから守り、子どもの心身への短期的・長期的影響に配慮せずに、競技技術や能力の向上を目的とした栄養補助剤等を含む、いかなる物質も子どもに提供されることがないようにする。子どもをドーピングに追い込むことは、虐待にもつながり得ることを認識する。子どもや子どもを取り巻くスポーツ指導者、保護者等に対し、適切な栄養、健康的な食事、及び医薬品やサプリメントの適切な使用に関する、資格をもった専門家からの教育の機会を提供する。特に体重管理が重視されるスポーツに固有のリスクを認識し、子どもに関わる関係者に、摂食障害があった場合にそれを見つけ、支援を求めるために必要な情報を提供する。

### iii.

#### 適切な生活習慣を構築する

1日24時間は、スポーツのためだけにあるのではないことに留意し、学習や教育、休息や睡眠に係る時間が適切に確保できるようバランスを意識し、スポーツに係る時間の設定を行い、適切な生活習慣を整える。

---

スポーツにルールが  
あるように、指導にも  
ルールが必要だ。



## 05 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する

---

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関は、本原則1～4に掲げる原則を効果的に実施するためのガバナンス体制を整備する。具体的には、各団体の規模・性格・活動内容に応じ、以下の措置を実施する。

---

- i. 基本方針を策定・公表する**

各団体の規模・性格・活動内容をふまえ、本原則1～4の内容にコミットするための方針(子どもだけでなく、プレーヤー全体を網羅したものも含む)を策定し、組織内外で公表する。

---

- ii. リスクを確認・評価し、リスクの高さに応じた対応を行う**

各団体の性格・活動内容に応じ、子どもの権利にどのような悪影響を与える問題が生じる可能性があるのかを把握し、そのリスクの高さに応じた措置を講ずる。

---

- iii. ルール、ガイドライン、行動規範等を制定し、これを実施する**

本原則1～4に掲げる子どもの権利の保護と推進に関する方針を実施するための具体的なルール、ガイドラインや行動規範を制定し、これをスポーツ指導者、スポーツ選手その他の関係者に適用する。

---

- iv. モニタリングと継続的な改善を行う**

スポーツの指導・練習・競技等の過程において、暴力行為、過度なトレーニング、オーバーユースその他の子どもの権利に悪影響を与える問題が生じていないか否かについて定期的にモニタリングを行う。モニタリングなどの結果をふまえ、子どもの権利の尊重と推進のための取組状況に関して継続的に見直しを行い改善する。

---

- v. 相談・通報窓口を確保し問題を解決する**

子どもが、暴力行為、過度なトレーニング、オーバーユースその他の子どもの権利に悪影響を与える問題に関して、秘密を保ったまま安全に相談できる窓口を確保し、子どもの権利について、また、懸念があった場合にどのように相談できるのかについて、子どもに情報を提供する。子どもの権利に悪影響を与え得る問題に関して、第三者または懸念を持った人が誰でも通報や相談ができる仕組みを確保する。相談・苦情を受け付けた場合には、子どもの最善の利益を最優先する形で、子どもがそのニーズに合った効果的な救済手段にアクセスできるようにし、子どもが意味のある形でその過程に関われるようにする。

コーチが怖いと、  
練習も怖くなる。



## 06 子どもに関わるおとなの理解と エンゲージメント(対話)を推進する

---

スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関は、本原則を効果的に実施するため、子どもを取り巻くすべての関係者への本原則の周知、関係者との対話を確保する。具体的には、団体の規模・性格・活動内容に応じ、以下の措置を実施する。

---

i.

### 子どもを支えるスポーツ指導者等の適切な人選・教育を行う

子どもを支えるすべての関係者(スポーツ指導者、教員、トレーナー、ボランティア等を含む)について、子どもの権利に悪影響を及ぼすことのないように、人選の基準に子どもの権利の尊重を含めること、また、過去の虐待の記録を確認すること等により、適切な基準に基づき採用や人選を行う。必要に応じて関係団体とも協力して、それら関係者による本原則の適切な理解、実施を促進するための定期的な教育・研修の機会を提供する。

---

ii.

### 対話を通じて組織内外の関係者の理解を促進する

団体内で子どもと関わるすべての関係者、および保護者、学校、成人アスリート等団体外の関係者を含め、子どもに関わる関係者間の、また子どもとの定期的な対話を通じ、それぞれの現場の実情をふまえ本原則に関わる事項について適切に対応するために、本原則の理解を促進する。子どもが問題、懸念、考えを共有できる安全な環境を提供する。

---

スポーツ団体等を支援する  
企業・組織に期待されること



## 07 スポーツ団体等への支援の意思決定において、 子どもの権利を組み込む

---

企業・組織は、スポーツ団体等への支援の可否の意思決定にあたって、本原則1～6に規定する子どもの権利の尊重と推進の確保に関する取組みの状況を考慮する。企業・組織は、必要に応じて、スポーツ団体等への支援の条件として、本原則1～6の規定に従い、子どもの権利の尊重と推進の確保に関する取組みを実施することを表明させることも検討する。

## 08 支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う

---

企業・組織は、支援するスポーツ団体等に対し、当該スポーツ団体等のリスクの高さに応じて、本原則1～6規定の子どもの権利の尊重と推進の確保のための取組状況に関して説明を求め、取組みが十分ではない場合にはこれを実施するように働きかけを行う。

成人アスリートに期待されること

## 09 関係者への働きかけと対話を行う

---

子どもはその脆弱な立場や周囲からの期待・重圧、また懸念を表す能力の発達度ゆえに、子どもの権利に悪影響を与える問題について声を上げにくい立場に置かれていることが多い。このことをふまえ、子ども時代からスポーツに深く関わり、過去に同様の経験を持つことの多い、また懸念を代弁、支援、共有する立場にある成人アスリートは、子どもを支援するため、自らの経験をふまえ、以下のとおり、関係者に働きかけを行うことが期待される。

---

### i.

#### スポーツ団体等に働きかけを行う

成人アスリートは、その影響力の程度に応じ、スポーツ団体等及びそれを支援する企業・組織との間で、自らの経験をふまえ、子どもの権利尊重・支援のあり方について対話を行い、本原則1～8に沿った取組みを実施するように働きかけを行う。

---

### ii.

#### 子どもとの対話を行う

成人アスリートは、子どもが、暴力行為、過度なトレーニング、オーバーユースその他の子どもの権利に悪影響を与える問題について躊躇なく相談を行えるように、子ども及びその保護者に、可能かつ適切な範囲で、自らの経験を共有し、子どもがスポーツにおいて直面しうる問題に関する認識を高めるよう努める。

---

子どもの保護者に期待されること

# 10 スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする

---

子どもに対し、物心両面の様々なサポートを提供し、スポーツの力を伝え、時にスポーツ団体等の活動をサポートする等の重要な役割があることをふまえ、子どもの保護者は、以下のとおり、子どもの健全でバランスのとれた成長をサポートすることが期待される。

---

i.

## 子どもの健全でバランスの取れた成長に配慮する

保護者は、子どもの最も重要な支援者として、その役割の重要性を認識しつつ、子どもが潜在能力を発揮し、スポーツをしている時間を楽しむことができるよう、子どもがバランスの良いライフサイクルで過ごすことができるように十分配慮して、監護する。保護者は、スポーツとの関わり方、楽しみ方を親子で共有し、子どもがどのようなサポートを必要としているかに配慮し、過度な期待や関与等によって子どもに悪影響を与えないようにする。子どもは自らに負荷をかけすぎることもあり、子どもを守るために時におとなが限界を設定する必要があることも認識する。

---

ii.

## 関係者と対話し、子どもの保護のための取組みを行う

保護者の立場から、スポーツ団体等の関係者と対話しつつ、本原則1~4のうち関連事項について、その実施に取り組む。

---

iii.

## 子どもの権利に悪影響を与える問題の解決をサポートする

保護者は、子どもの権利に悪影響を与える問題が生じていないか否かを継続的に確認し、子どもから相談を受けた場合や自ら問題を発見した場合、子どもの最善の利益を最優先する形で、その問題の解決をサポートする。

---

<sup>i</sup> スポーツ基本法の前文も「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。」と規定している。また同法第2条第2項も、「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。」と規定している。

<sup>ii</sup> 子どもの権利条約第31条1「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」

<sup>iii</sup> 国連子どもの権利委員会「一般的意見17: 休息、余暇、遊び、レクリエーション、文化的な生活及び芸術に対する子どもの権利(第31条)」(2013年)

<sup>iv</sup> 『スポーツ宣言日本(2011年7月15日、日本体育協会・日本オリンピック委員会)』において「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである」と定義されている。

<sup>v</sup> 例えば、ユニセフ(国連児童基金)イノチェンティ研究所『スポーツにおける暴力から子どもたちを守る(英文、原題: Protecting Children from Violence in Sport: A Review with a Focus on Industrialized Countries)』(2010年)

<sup>vi</sup> World Players Association, “Declaration on Safeguarding the Rights of Child Athletes”(2017年11月8日発表。)子どもの最善の利益を基本原則に掲げ、スポーツにおける暴力や虐待その他のリスクからの子どもの保護、教育機会の保障、子どもの意見の尊重等を定めている。

<sup>vii</sup> 本原則は、「子どもの権利とビジネス原則」をモデルとして作成したもの。「子どもの権利とビジネス原則」は、企業・組織に対し、人権を尊重する責任を果たす一環として、人権に対する悪影響を評価し、対処することを要求する「ビジネスと人権に関する国連指導原則」(2011年)を補完する形で企業団体が子どもの権利を尊重・支援するための10の原則を定めている。

<sup>viii</sup> 原則をそのまま実施することが適切ではない個別の事情が存在する場合には、その事情を説明することに努める。

<sup>ix</sup> スポーツ基本法第2条2(一部)「スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう)」

<sup>x</sup> 日本オリンピック委員会『選手のアントラージュ(選手を取り巻く関係者)の行動についてのガイドライン』によれば、「アントラージュとは、マネージャー、代理人、コーチ(教員含む)、トレーナー、医療スタッフ、科学者、競技団体、スポンサー、弁護士、選手の競技専門職を宣伝する個人、合宿施設を整備し、集中的に選手強化を進める法人、家族など、選手と関わりを持つすべての人々を指し、なおかつこれらの人々に限定されない」とされている。

## 賛同団体・企業

2018年 10月末日現在



公益財団法人  
全国高等学校体育連盟



全国高等学校長協会

全日本中学校長会

Keidanren  
Policy & Action

公益財団法人  
日本中学校体育連盟



全国連合小学校長会





「子どもの権利とスポーツの原則」は、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え、スポーツにおける子どもの権利の尊重と推進を図ることができるように、多様な関係者が協力して取り組むための指針として作られた、ユニセフによる初めての子どもとスポーツに関する原則です。

---

「子どもの権利とスポーツの原則」 2018年 11月発行

著・発行：公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

電話：03-5789-2016 FAX：03-5789-2036

ホームページ：[www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)

製作協力 HAKUHODO DESIGN

---

「子どもの権利とスポーツの原則」特設ホームページ [childinsport.jp](http://childinsport.jp)